

一八歳選挙権について

拓殖大学海外事情研究所准教授 丹羽 文生

言うまでもなく、憲法を制定して、選挙を実施し、議会を開設することは民主政治を成す上でのベースとなる。併せて、それらを広く知らしめる自由なマス・メディアの存在も不可欠であろう。これらは、日本においては、明治の自由民権運動で惹起、実現し、大正に入ると多様な社会運動が展開され、いわゆる大正デモクラシーで一気に開花した。昭和の一時期、軍靴を前に、しばしの撤退を余儀なくされるも、戦後は直ちに再興され、今日の隆盛に至っている。

選挙権に関しては、最初（一八八九年二月）は直接国税一五円以上を納める二五歳以上の男性に限られ、国民の％に過ぎなかった。その後、少しずつ納税額のハードルが引き下げられ、一九二五年五月、二五歳以上の全ての男性に選挙権が与えられた。有権者数は凡そ一二四〇万人で、人口の二〇・％、国民の五人に一人

一方、平和しか知らない日本人は、戦争はもちろん、政治全般について考える機会を回避してきた。国や社会について考えるのは、就職、結婚、子育て、介護といった経済的状況の現実と己の置かれた状態のギャップに遭遇した時だけだろう。

先般、選挙権が従来の一八歳以上から一八歳以上に引き下げられた。年齢見直しは一九四五年一月以来、実に七〇年ぶりである。一八、一九歳の未成年者約二四〇万人が新たな有権者となる。全有権者の二％程度の割合に過ぎないが、衆議院の一小選挙区当たり単純計算で約八〇〇票増となることを考えれば、僅差で競り合う小選挙区では、当落を左右する数字にもなる。与野党が新たな「票田」の奪い合いに躍起なるのも当然である。

一八、一九歳で政治的関心を持つ人間は、かなりマニアックな存在として見られがちである。筆者が一八歳になった時、永田町は、突然の新進党崩壊によって雨後の竹の子のように新党ができ、それらの離合集散、合従連衡が繰り返され、まさに政界再編真っ只中にあつた。「向こうの世界」は忙しそうだと感じながらも、ほとんど興味も示さず過酷な受験競争に耐えていた。

対照的に、二〇歳になって初めて一票を投じた時の記憶は鮮明である。上京して間もなくのことで、住民票も

が有権者となった。当時は大家族制が主流であり、この数字は全国の世帯数と、ほぼ一致したという。つまり、一世帯に一人の有権者がいるという計算になる。誰もが選挙を考える時代が僅か三六年足らずで到達したという意味でもある。

女性参政権は当時、日本を含め多くの国が認めていなかった。「参政」と「参戦」は、ほぼ同一の概念に由来しているからである。戦場に立つのは男性に限られ、第二次世界大戦までは、ほとんどの国で男性のみという状態が続き、戦後になって、ようやく大半の国で女性参政権が実現した。

敗戦国たる日本が戦後、語ることにすらタブーとされてきたのが、そうした戦争である。しかし、戦勝国のアメリカでは、その後も国民が戦争と向き合わなければならなかった。

一九七一年七月に選挙権が一律、二〇歳から一八歳に引き下げられたのは、ベトナム戦争の帰趨であつた。一八歳以上、二一歳未満に兵役が課せられるのに選挙権がないのは不当であるとの理由からだつた。アンフェアを嫌うのはアメリカ人の国民性である。当時はベビーブーマーがヒッピー・ムーヴメントという世相を引っ張り、アフリカ系アメリカ人公民権運動も頂点にあつた。

移していなかった。しかし、一応、政治学を専攻する学徒として、選挙権を行使しないわけにはいかないと、わざわざ田舎に帰郷した。

「神の国解散」による選挙だつた。祖父と一緒に投票所に行ったが、会話の中で誰に投票するか、したかについては全く触れなかった。個人の参政権は、家族と言えども、口にはいけけないものだという暗黙のルールが存在することを初めて知つた。

考えてみれば、それで十分ではないか。一八歳選挙権の反対意見として、彼らの幼稚性を指摘する声もある。しかし、未成年とは言え、選挙権という「大人としての権利」を与えることにより、素朴な問題意識が芽生えるはずである。加えて、結果も気にならう。選挙権に限らず、変わり目、移行期には必ずと言っていいほど、混乱や戸惑いが生じるものである。

違和感を覚えるのが、急に叫ばれ始めた学校での主権者教育である。それ自体を否定するつもりはない。だが、その前に主権者として襟を正さなければならぬのは大人ではないか。近年の各種選挙における投票率の低迷は異常である。これでは「新参有権者」に面目が立たない。彼らの政治的無関心を前提とした主権者教育を行う前に、自分たちの未熟さを反省すべきではないだろうか。